

粗大ごみ戸別収集事業 Q&A

(処理手数料について)

Q	1	3辺の長さの合計が2mぎりぎりですがどちらの金額を買えばよいですか。
A	1	不安な場合は2mを超えるもの（1,500円）の処理券を購入してください。 なお、ふとんなどたたみ方によって長さが変わるものは、2m以内に収まるようにひもなどで縛れば2m以下の券（750円）で収集します。なお、ひもの縛り方に指定はありません。
Q	2	3辺の長さの合計が2mを超えるものに750円の券を貼って出した場合は収集してもらえませんか。
A	2	収集しません。収集物と処理券の金額が合わない場合、現場に赴いた収集業者がその旨を記入したシールを粗大ごみに貼り付けします。 再度収集を希望する場合は、正しい処理券を購入し、改めて収集の予約をしていただくようになります。 なお、2m以下のものに1,500円の処理券が貼り付けられていた場合は収集いたします。（差額の返金はいたしません）
Q	3	750円の処理券を2枚貼れば1,500円の粗大ごみを収集してもらえますか。
A	3	収集いたします。
Q	4	処理券を使わなかった場合、払い戻しはできますか。
A	4	払い戻しはできません。ただし、処理券に使用期限はありませんので、別な機会にご利用いただくようお願いします。
Q	5	処理券を無くしてしまいました。再発行できますか。
A	5	再発行はできませんのでもう一度お買い求めください。
Q	6	ふとん2枚をたたみ、ひもで縛れば1個の粗大ごみとしてだせますか。
A	6	出せません。処理券は粗大ごみ1個（1枚）につき1枚必要になるので2枚のふとんを出す場合は処理券が2枚必要になります。
Q	7	ベッドを出す場合、フレームとマットレス等が一体で売っていた商品であれば、それを一つの粗大ごみとして出すことはできますか。
A	7	フレームとマットレスは別々に出していただくようになります。なお、フレームは部品ごとではなく、ひも等で縛っていただければ1個の粗大ごみとして出せます。

(処理券の貼り方など)

Q	8	処理券はどこに貼ればよいですか。
A	8	収集を依頼する粗大ごみの見えやすい側（道路に対して正面など）に貼り付けてください。 汚れている場合や濡れている場合はシールが剥がれないよう汚れをふき取るなどしてください。処理券が剥がれ、風で飛んでいってしまったなど、処理券の貼り付けが確認できない場合は収集いたしません。 また、粗大ごみの戸棚などに処理券を入れておく事も、回収物かどうかわからなくなってしまいますので、入れておく事はしないようお願いします。

Q	9	ふとんなど、処理券の貼り付けが難しい場合はどうしたらよいですか。
A	9	処理券をガムテープで貼り付けたり、ひもで固定するなどして、処理券が粗大ごみから離れないようにしてください。なお、処理券の両面テープ以外で固定する場合、券面の記載内容が隠れないようにガムテープやひもで固定してください。
Q	10	粗大ごみ処理券を使わなくてもよくなったので、誰かに譲ってもよいですか。
A	10	お譲りする事に制限はございませんが、収集時に申込者と粗大ごみ処理券の名前を照合して収集しますので、申込時に「譲り受けた券」を使って収集を申し込む事をお伝えください。

(収集について)

Q	11	収集する際に立ち合いは必要ですか。
A	11	処理券により回収を行う事業であるため、立ち合いは必要ありません。
Q	12	粗大ごみはどこに出しておけばよいですか。
A	12	自宅敷地内の道路に面しているスペースに収集日の午前8時30分までに出してください。アパートの場合も同様にアパート敷地内の道路に面しているスペースまで出してください。階段がある場合は、階段の下まで運んでいただくようになります。また、収集車（2 t 車）が進入できない道路の場合は収集いたしません。なお、道路など交通の妨げになる場所や、他人の敷地に置くことは絶対にしないでください。
Q	13	収集時間の指定はできますか。
A	13	収集時間の指定はできませんので、収集日の午前8時30分までには出しておいてください。なお、敷地内に出す事が原則ですので、収集日前から出しておく事を妨げることはいたしません。また、通行を妨げないよう十分注意してください。（特にアパート等の集合住宅）
Q	14	玄関先や階段の下まで運ぶのも難しいのですが収集してもらえますか。
A	14	粗大ごみの戸別収集では、建物の中や収集車の進入が難しい場所の収集は行いません。運ぶのが難しい場合は、一般廃棄物処理許可業者にご相談ください。
Q	15	ごみ収集所に出してもよいですか。
A	15	自宅敷地まで回収に伺いますので収集所まで持っていく必要はありませんが、市営住宅など、共有部分に収集所が設置されている場合は収集所にだしていただくことも可能です。その場合、お申込み時にその旨をお伝えください。なお、その場合は通行の妨げにならないよう十分注意するようお願いいたします。
Q	16	1回の収集で何個まで出せますか。
A	16	1回の申し込みにつき5個まで申し込めます。6個以上になる場合は、別な収集日にもう一度収集の予約をお願いします。
Q	17	1回の申し込みで5点までとのことですが、同じ収集日に2回申込をすることはできますか。
A	17	収集できる件数に限りがあり、同じ収集日に同じ方が複数回申込を行うと、他の方の収集ができなくなるおそれがあるためできません。なお、今後改善を図る中で実施が可能となれば申込点数や複数回申込の可否について改正する可能性はあります。

Q	18	収集日に出すのを忘れてしまいました。その日のうちにもう一度収集してもらえますか。
A	18	再収集はいたしませんのでもう一度収集の予約をお願いします。なお、その日の予定によっては再収集ができる場合もありますので、出すのを忘れてしまった場合は至急環境課（0247-81-2272）までご連絡ください。※午後は完全に不可、午前中は調整がつく場合は収集可能。収集業者に確認し、回答するようになります。

（長さの測り方について）

Q	19	長さはどのように測ればよいですか。
A	19	タテ、ヨコ、高さの3辺をメジャーなどで計測し、その長さの合計により手数料が決まります。 丸いものや出っ張りがあるものは、最も長い部分から長さを計測してください。 なお、球面や出っ張りに沿って長さを測る必要はありません。
Q	20	3辺の長さの合計が2m超の粗大ごみを解体し、ひもで縛って2m以下にすれば750円の処理券で収集してもらえますか。
A	20	解体は行わないようお願いします。 処理券は粗大ごみ1個につき1枚必要になることから、解体してしまうと個数の判別が難しくなり、収集業務に支障が出てしまうおそれがあるほか、解体ごみが飛散してしまうおそれもあるため、解体は行わないようお願いします。 なお、解体してしまった場合は収集しませんので、施設へ直接持ち込んでいただくようお願いいたします。 ただし、出っ張り部分だけを切り取る事、販売時の形に分解することは問題ありません。
Q	21	物干し竿を折る・切るなどして2m以内にする 것도ダメですか。
A	21	棒状の物を折る・切るなどして2m以内にさせていただき、ひも等で縛れば粗大ごみとして収集しますが、その場合は粗大ごみとしてではなく収集袋に入れて出すことをお勧めいたします。

（戸別収集の対象物について）

Q	22	テレビや冷蔵庫、洗濯機などの特定家電は収集してくれますか。
A	22	収集いたしません。粗大ごみ収集券のほか、家電リサイクル券の貼り付けや運搬料（1,300円）の支払が必要になる事、家電リサイクル券の貼り付け方法などのルールがあり、立ち会いを求めない粗大ごみの戸別回収では回収作業に支障が出るおそれがある事から収集を行わないものです。なお、粗大ごみの戸別回収はR6年度から開始するものであり、今後改善を図る中で実施が可能となれば特定家電の収集を行う可能性はあります。

Q	23	1,500円の処理券を使えば、どんなに大きなごみでも収集してもらえますか。
A	23	<p>2 t 車で収集を行いますので、2 t 車に積載する事ができないものは収集できません。荷台の大きさは 長さ3m、横幅1.7m 程度になりますので、1辺（長辺）の長さが3m以上、また、作業員二人で荷台に乗せられる重さ（物にもよりますが概ね60 k g 以上）を超える粗大ごみは収集できません。</p> <p>なお、上記の範囲内であっても、収集車両への積み込みや安全に運搬する事ができないものは収集を行わないことがありますのでご了承願います。</p> <p>また、ピアノやスプリング入りのマットレス、ソファなど、市で処理が困難なごみも収集いたしません。</p>
Q	24	農機具類は収集してくれますか。
A	24	農機具類は産業廃棄物となりますのでご自身で処分していただく必要があります。購入店やJAなどに相談してください。

（その他）

Q	25	粗大ごみ処理券を使って直接持ち込みを行う事はできますか。
A	25	できません。直接持ち込み受付場所であるたむらクリーンセンター、たむらリサイクルプラザでは、重量（100円/10 k g）により料金をいただくようになります。